

世田谷区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱新旧対照表（案）
平成25年11月8日現在の案であり、変更の可能性がある。

新	旧
<p>世田谷区集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱</p> <p>平成20年4月1日 19世保育第1144号</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、増加する保育需要に対応するため、<u>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「区条例」という。）第9条の2の規定に基づき、集合住宅の建築を行う建築主（国及び東京都を除く。以下同じ。）と協議のうえ、地域の実情等を踏まえて保育所等の自主的な設置などの協力を要請し、もって世田谷区の「安心して子育てできる環境整備」の拡充に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、<u>集合住宅とは、区条例第9条の2に定める建築物をいう。</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、<u>区条例において使用する用語の例による。</u></p> <p>（事前協議） 第3条 区長は、<u>集合住宅の建築等を行おうとする建築主が、区条例第7条に基づく届出及び協議を行おうとする日の前までに、次の各号に掲げる事項を記載した事前協議届出書（第1号様式）を提出させるとともに、保育所等の設置について協議させなければならない。なお、協議した事項を変更しよう</u></p>	<p>世田谷区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱</p> <p>平成20年4月1日 19世保育第1144号</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、増加する保育需要に対応するため、<u>大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行う事業者（国及び東京都を除く。以下同じ。）に対して、地域の実情等を踏まえて保育所等の自主的な設置などの協力を要請し、もって世田谷区の「安心して子育てできる環境整備」の拡充に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれの当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）大規模集合住宅 一団の土地にある共同住宅又は長屋で、<u>住戸の数の合計が300以上のものをいう。ただし、独立行政法人都市再生機構が自己の計画により行う建設事業及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画事業に係るものを除く。</u></p> <p>（2）大規模な増改築 建物の増築又は改築により、<u>住戸の数が大規模集合住宅に該当することとなるものをいう。</u></p> <p>（3）保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に規定する保育所、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所等をいう。</p> <p>（事前協議） 第3条 区長は、<u>事業者が大規模集合住宅の新築又は大規模な増改築を行おうとするときは、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第7条第1項に基づく届出及び協議を行おうとする日の前までに、次の各号に掲げる事項について、事前協議届出書を</u></p>

新	旧
<p><u>とするときも同様とする。</u></p> <p>(1) 計画の概要</p> <p>(2) 協議関係事項</p> <p>イ 就学前人口の増加見込みの報告</p> <p>ロ 保育所等の自主的な設置</p> <p>2 区長は、前項の規定により提出する事前協議届出書（第1号様式）には、次に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) 案内図</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図</p> <p>(4) 工期スケジュール</p> <p>(5) その他区長が必要と認めるもの</p> <p>（保育所等の設置協力の要請）</p> <p>第4条 区長は、前条の事前協議届出書の内容及び地域の実情から、集合住宅の建築等に当たり、保育所等の設置が必要と認められる場合は、<u>建築主の自主的な保育所等の設置について保育所等設置の協力要請書（第2号様式）により協力を要請するものとする。</u></p> <p>2 区長は、前項の要請を行ったときは、<u>建築主に対して協力要請書の内容を検討し、保育所等設置の協力要請に対する回答書（第3号様式）を提出させなければならない。</u></p> <p>（協議の結果）</p> <p>第5条 区長は、<u>事前協議結果確認書（第4号様式）により事前協議の終了を建築主あてに通知する。</u></p> <p>2 区長は、<u>建築主に、協議結果確認書（第4号様式）に基づき、区条例施行規則第5条に規定する建築計画届出書添付書類「建築計画書」に、事前協議終了の年月日及び世田谷区担当者を記載させる。</u></p> <p>3 区長は、<u>協議の結果について、区民に対して情報提供できる。</u></p> <p>（保育所等の設置に関する支援）</p> <p>第6条 区長は、<u>建築主による保育所等の運営事業者選定を支援するため、保育所等運営事業者の情報提供等を行うことができる。</u></p> <p>2 区長は、<u>前項の支援により建築主が選定した保育所等の運営事業者であっても、保育所等設置及び補助金等の交付決定に際しては、その設置する施設種別に応じて、必要な選定・審査を実施するものとする。</u></p>	<p><u>提出させるとともに、協議させなければならない。</u></p> <p>(1) 計画の概要</p> <p>(2) 協議関係事項</p> <p>イ 就学前人口の増加見込みの報告</p> <p>ロ 保育所等の自主的な設置</p> <p>（保育所等の設置協力の要請）</p> <p>第4条 区長は、前条の事前協議届出書の内容及び地域の実情から、<u>大規模集合住宅の建築に当たり、保育所等の設置が必要と認められる場合は、事業者の自主的な保育所等の設置について協力を要請するものとする。</u></p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は、子ども部長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年 月 日25世保育第 号) この要綱は、平成26年3月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p>